

諫早市上下水道局窓口業務等委託に係る  
公募型プロポーザル実施要領

## 目次

1	業務名	1
2	目的	1
3	業務概要	1
4	履行期間	1
5	提案上限額	2
6	選定方法	2
7	公募型プロポーザルに係る日程	2
8	発注課	3
9	参加資格	3
10	公募の方法	4
11	実施要領の交付の期間、場所及び方法	5
12	参加手続	5
13	資料配布	6
14	質問書の提出及び回答	6
15	参加資格確認結果の通知	6
16	企画提案書等の提出等	7
17	企画提案書の審査	8
18	審査基準	9
19	優先交渉者の選定	9
20	審査結果の通知	9
21	契約締結	9
22	参加者の失格	10
23	その他留意事項	10
24	本実施要領の効力	10

【様式集】様式第1号～様式第12号

【別添1】諫早市上下水道局窓口業務等委託仕様書

【別添2】委託業務細目（令和7年3月31日現在）

# 諫早市上下水道局窓口業務等委託プロポーザル実施要領

## 1 業務名

諫早市上下水道局窓口業務等委託

## 2 目的

この委託業務は、諫早市上下水道局（以下「局」という。）が運営する諫早市水道事業並びに委託者が諫早市下水道事業から委任を受ける公共下水道使用料、排水処理施設使用料（以下「下水道使用料等」という。）の徴収事務において発生する窓口対応業務及び収納金の徴収及び受領業務等（以下「本業務」という。）を包括的に委託することにより、窓口における安定的な業務遂行の実現、お客様への質の高いサービスの提供及び収納金の収納率向上等を図り、効率的かつ安定的な事業運営を行うことを目的とする。

## 3 業務概要

委託業務の範囲は以下のとおりとし、詳細は別紙「諫早市上下水道局窓口業務等委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

- ① 窓口業務
- ② 開閉栓業務
- ③ 検針管理業務
- ④ 調定・更正業務
- ⑤ 還付充当・減免業務
- ⑥ 収納業務
- ⑦ 滞納整理業務
- ⑧ 検定満期メーター取替管理業務
- ⑨ 電算処理業務
- ⑩ その他付随業務

## 4 履行期間

本業務の履行期間は、令和8年8月1日から令和11年3月31日までとする。  
ただし、本契約締結日から令和8年7月31日までは準備期間とする。

## 5 提案上限額

248,690,000円（消費税及び地方消費税含まない。）

業務委託に係る提案上限額は上記のとおりとする。なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（提案上限額）を超過した場合は失格とする。

また、この契約は債務負担行為に係る契約であり、各会計年度における限度額は次のとおりとする。

令和8年度 68,391,000円（消費税及び地方消費税含む。）【債務負担行為】

令和9年度 102,584,000円（消費税及び地方消費税含む。）【債務負担行為】

令和10年度 102,584,000円（消費税及び地方消費税含む。）【債務負担行為】

なお、契約日から令和8年8月1日までに発生した費用については、受託者が負担するものとする。

## 6 選定方法

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第2号の規定に基づく随意契約を前提とした公募型プロポーザル方式により、本件に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、随意契約の受託候補者を選定する。

## 7 公募型プロポーザルに係る日程

項目	日程
公告	令和7年9月26日（金）
実施要領の交付期間	令和7年9月26日（金）午前9時から 令和7年10月24日（金）午後5時まで
質問書の提出期間	令和7年9月29日（月）午前9時から 令和7年11月14日（金）午後5時まで
質問書に対する回答期限	令和7年11月21日（金）午後5時まで
参加意思表明書の提出期限	令和7年10月24日（金）午後5時まで
公募型プロポーザル参加資格確認 通知書の発送予定	令和7年10月31日（金）
企画提案書等の提出期限	令和7年11月28日（金）午後5時まで

プレゼンテーション 及びヒアリング実施日	令和7年12月10日(水) 予定
審査結果の通知及び公表	令和7年12月19日(金) 予定
契約締結日	令和8年 1月30日(金) 予定

## 8 発注課

諫早市上下水道局経営管理課

〒854-8601 長崎県諫早市東小路町7-1 (本庁・別館1階)

電話番号 0957-22-1500 FAX番号 0957-24-6810

電子メールアドレス keiei\_kanri@city.isahaya.nagasaki.jp

## 9 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 令和7・8年度の諫早市一般競争入札(指名競争)入札参加資格名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(更生計画の認可の決定を受けた者及び再生計画の認可の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644号の規定による清算の開始又は破産法(平成16年法律第75条)第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 参加意思表明書(様式1号)提出の日までの過去6か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行その他の主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がない者であること。
- (7) 諫早市入札参加資格者指名停止措置要領の規定による指名停止の措置(以下「停止措置」という。)及び国又は他の地方公共団体から同様の措置を受けていない者であること。

(8) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 参加者若しくは参加者の役員等(その支店又は営業所の代表者を含む。以下同じ。)が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第22条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であり、又は暴力団員が参加者の経営に実質的に関与していること。

イ 参加者又は参加者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員を利用していること。

ウ 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していること。

エ 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。

オ 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不正に利用するなどしていること。

(9) 参加申込の時点において、九州管内に本店又は支店、営業所等を有する者であること。

(10) 過去5年間(令和2年度～令和6年度)において、本業務委託内容と同種又は類似の業務を給水人口50,000人以上の水道事業体から受託した実績を有すること。なお、実績については業務実績調書(様式第3号)により、参加意思表明書提出時に併せて提出すること。

(11) 本業務委託内容と同種又は類似の業務について、過去10年以内に3年以上の業務責任者経験を有する者を、業務責任者として配置できること。

(12) 水道法(昭和32年法律第177号)に基づく給水装置工事主任技術者の資格を有する者を常時配置できる者であること。

(13) 個人情報保護に関する公的認証又は情報セキュリティに関する公的認証を取得していること。なお、認定証明書等の写しを参加意思表明書提出時に併せて提出すること。

## 10 公募の方法

諫早市掲示板及び諫早市ホームページに実施要領、仕様書等を掲載し提案を公募する。

## 11 実施要領の交付の期間、場所及び方法

### (1) 交付の期間

令和7年9月26日（金）午前9時から令和7年10月24日（金）午後5時まで

### (2) 交付の場所

諫早市ホームページからのダウンロード又は発注課で直接、交付する。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

## 12 参加手続

本プロポーザルに参加する事業者は、以下の方法により参加意思表明書を提出すること。

### (1) 提出書類

ア 参加意思表明書（様式第1号）	1部
イ 会社概要書（様式第2号）	1部
ウ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）	※令和7年8月1日以後に取得したもの 1部
エ 消費税及び地方消費税に滞納がない証明	※令和7年8月1日以後に取得したもの 1部
オ 諫早市税全般に滞納がない証明	※令和7年8月1日以後に取得したもの 1部
※諫早市内に本社又は委任先の支店等がある業者のみ	
カ 業務実績調書（様式第3号）	1部
キ 個人情報保護又は情報セキュリティに関する公的認証等	1部
ク 会社概要のパンフレット	1部
ケ 過去3か年の決算時における貸借対照表、 損益計算書及びキャッシュフロー計算書	各1部

### (2) 提出期限

令和7年10月24日（金）午後5時

### (3) 提出場所

発注課

### (4) 提出方法

郵送又は発注課に直接、提出すること。ただし、直接提出する場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。郵送する場合は、書留郵便により提出期限までに必着とし、事前に郵送により提出する旨を、諫早市上下水道局経営管理課に電話連絡を行うこと。

#### (5)留意事項

- ア 提出された書類は、返却しない。
- イ 提出された参加表明書（兼誓約書）、提案書等は、参加資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。
- ウ 提出後の提出書類の加除は、不可とする。ただし、局が不足している内容を発見した場合には、再提出を依頼する場合がある。なお、局が定めた再提出期限を過ぎた場合は、辞退したものとみなす。

### 13 資料配布

提出資料等の関連様式は諫早市ホームページ上で公開する。

### 14 質問書の提出及び回答

質疑は次の方法によるものとし、電話や口頭での質問は受け付けない。

#### (1) 提出書類

質問書（様式第6号）

#### (2) 提出方法

電子メールに限る。

※電子メールアドレスは、参加手続きに記載の提出先と同じ。

※件名は次のとおりすること。

件名：「上下水道局窓口業務等委託 質問」【事業者名】

※電子メールの到達を電話にて確認をとること。

電話番号：0957-22-1500（内線2137）

#### (3) 提出期間

令和7年9月29日（月）午前9時から令和7年11月14日（金）午後5時まで

#### (4) 質問に対する回答

令和7年11月21日（金）午後5時までに、諫早市ホームページにて公表する。

### 15 参加資格確認結果の通知

参加意思表明書を提出した者に、9に定める参加資格要件を満たしているかの審査を行い、令和7年10月31日（金）までに、結果を資格確認通知書（様式第4号）にて通知する。

また、参加資格を有すると認めたものに対しては、公募型プロポーザル参加要請書（様式第5号）にて企画提案書の提出を要請する。

なお、参加資格を認められた応募者名、応募者数等については公表しない。

## 16 企画提案書等の提出

参加を希望する事業者は、次のとおり企画提案書及び見積書を提出すること。

### (1) 提出書類及び提出部数

ア 企画提案書 正本1部、副本8部（※副本には事業者名を記載しないこと）

イ 見積書 1部

### (2) 企画提案書の作成方法 企画提案書の作成は、次のとおりとする。

ア 提出書類はA4縦版、片面印刷とし、下部中央にページ番号をふり、用紙の左側を綴じること。

イ 総ページは、最大150ページとし、A3は折り込み可とするが、2ページ換算とすること。文字の書体は任意、本文の文字サイズは10.5以上とすること。

ウ 企画提案書は、業務仕様書に記載されている内容等を十分に把握したうえで、次の様式等に従って、記載すべき事項内容に基づいて作成すること。

- ・企画提案書届出書（様式第7号）
- ・業務の実施方針（様式第8号）
- ・業務の実施体制（様式第9号）
- ・危機管理に関する事項（様式第10号）
- ・その他の業務提案（様式第11号）
- ・配置予定者一覧（様式第12号）
- ・当該業務に係る提案価格書（任意様式）

### (3) 見積書の作成方法

ア 見積書の様式は任意とするが、内訳を漏れなく記載すること。

イ 見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額とし、提案限度額以下の金額を記載すること。

ウ 見積書は、封筒に封入・封緘して提出すること。

### (4) 提出期限

令和7年11月28日（金） 午後5時まで

### (5) 提出場所

発注課

(6) 提出方法

郵送又は発注課に直接、提出すること。ただし、直接提出する場合は土曜日、日曜日及び 祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。郵送する場合は、書留郵便により提出期限までに必着とし、事前に郵送により提出する旨を、諫早市上下水道局 経営管理課に電話連絡を行うこと。

(7) 留意事項

ア 提出された提案書等は、返却しない。

イ 提出された参加意思表明書、提案書等は、参加資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。

ウ 提出後の提案書等の加除は、不可とする。ただし、局が不足している内容を発見した場合には、再提出を依頼する場合がある。なお、局が定めた再提出期限を過ぎた場合は、辞退したものとみなす。

エ 見積金額が提案限度額を超えた者は、失格とする。

オ 辞退する場合は、理由を記入した公募型プロポーザル参加辞退届（様式任意）を(4)の提出期限までに発注課に郵送又は直接、提出すること。

## 17 企画提案書の審査

企画提案書等の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施し、評価基準に基づき、諫早市上下水道局窓口業務等委託提案事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において審査を行い、本業務の受託候補者を選考・決定する。

(1) 実施日

令和7年12月10日（水）【予定】

(2) 実施時間及び場所

後日、参加資格を有すると認めたものへ通知する。

(3) 実施要領

ア プレゼンテーションの時間は各提案事業者30分とし企画提案書を含む提案の内容について、審査委員会がヒアリングを15分行う。これとは別に、準備10分、撤収5分の時間を設ける。なお、この時間はあくまで目安であり、変更もあり得る。

イ プレゼンテーションの順番は、参加表明書の受付に実施する。

ウ プレゼンテーション及びヒアリングへ出席できる人数は、各提案事業者5名までと

する。

エ プレゼンテーションでは、企画提案書に記載した内容の範囲内とし、新たな提案はしないこと。

オ プレゼンテーションにおいて使用する電源、スクリーンは、局で準備する。その他の機器（パソコン、プロジェクター等必要な機材）については、提案事業者が準備すること。

カ プレゼンテーションのスライド等には提案事業者や社名についての標記、記載をしないこと。

## 18 審査基準

「受託候補者選定基準」で定める。

## 19 優先交渉者の選定

### (1) 最終審査

優先候補者の選定は、選定委員会を開催し、総合評価点が最も高い事業者を優先交渉権者として選定する。審査の結果、最高点を取得した提案者が2者以上ある場合は、参考見積額の低い方とする。

### (2) 次点交渉権者の選定

優先交渉権者の参加資格が取り消された場合は、次に合計点が高い事業者を繰り上げるものとする。

## 20 審査結果の通知

審査結果については、令和7年12月19日（金）（予定）までに、全参加者に対し書面にて通知するとともに、諫早市ホームページ上で公表する。

なお、審査結果について異議を申し立てることは認めない。

## 21 契約締結

- (1) 局と優先交渉権者で、業務内容、契約金額、契約条件等について協議を行う。協議の結果、局が受託候補者を適当と認めた場合、予算の範囲内で契約を締結するものとする。
- (2) 上記により、優先交渉権者との協議が合意に至らなかった場合、次点交渉権者と契約に向けた協議及び調整を行い、予算の範囲内で契約を締結するものとする。
- (3) 契約締結後に虚偽の事実を確認した場合は、原則として契約を解除し、着手等により発生

した費用の支払には応じないものとする。

## 22 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、局の判断で失格とする。

- (1) 参加表明以降に、本実施要領による参加資格を満たさないこととなった場合
- (2) 提出書類に記載すべき事項が記載されていない、又は記載内容が虚偽であった場合
- (3) 本実施要領に定める以外の方法で、本プロポーザル期間中に選定委員会の委員又は関係職員に本案件に関する援助を求める等の接触を行った場合
- (4) 上記各号に該当するほか、本プロポーザルの中で著しく信義に反すると選定委員会が認めた場合

## 23 その他留意事項

- (1) 提出書類については、選定後においても返却しない。
- (2) 提出書類の作成及び提案に要する経費並びにプレゼンテーションに要する経費は、提案者の負担とする。
- (3) 提出書類及びプレゼンテーション並びにヒアリングにおいて使用する言語は、日本語、通貨は円、単位は日本の標準時、計量法等に定める単位とする。
- (4) 提出された書類の著作権は提出者に帰属するが、局が本プロポーザル及びこれに関する事務処理に必要な範囲内において複製、記録及び保存を行うことができるものとする。
- (5) 参加表明以降に辞退する場合は、事業者名及び代表者氏名を記載し、代表者印を押印した書面により辞退届（任意様式）を提出すること。なお、辞退により、今後、不利益な取り扱いを受けることはない。
- (6) 参加表明を行った事業者が1者であっても各審査を実施する。なお、評価点が基準点に満たない場合には優先交渉権者の選定は行わない。
- (7) 優先交渉権者は、提案書の内容を適切に反映した特記仕様書を作成し、局と協議した後、必要に応じ内容の追加、変更又は削除を行い、業務内容を決定する。

## 24 本実施要領の効力

本実施要領は、公告の日から適用し、本業務の契約締結をもって、その効力を失うものとする。